

随意契約結果及び契約の内容

業 務 の 名 称	橋梁点検調査業務
業 務 概 要	計画準備 1 式・現地踏査 1 式・関係機関協議 1 式・定期点検（目視） 1 式・第三者予防措置 1 式・点検調書作成 1 式
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 沖縄総合事務局北部国道事務所長 石垣 弘規 沖縄県名護市大北 4 丁目 2 8 番 3 4 号
契 約 年 月 日	平成 2 0 年 6 月 1 3 日
契 約 業 者 名	新構造技術（株） 沖縄営業所
契約業者の住所	沖縄県那覇市久茂地 1-4-15
契 約 金 額	1 5, 4 3 5, 0 0 0 円 (税込み)
予 定 価 格	1 5, 8 5 5, 0 0 0 円 (税込み)
随意契約によることとした理由	別紙のとおり
業 務 場 所	北部国道事務所管内
業 種 区 分	土木関係建設コンサルタント業務
履行期間（自）	平成 2 0 年 6 月 1 4 日
履行期間（至）	平成 2 0 年 1 2 月 1 0 日
備 考	

随 意 契 約 理 由 書

1. 業 務 名 橋梁点検調査業務
2. 履 行 場 所 北部国道事務所管内
3. 契 約 の 相 手 方 名称：新構造技術 株式会社 沖縄営業所
住所：沖縄県那覇市久茂地1-4-15
4. 随意契約適用法令 会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号
5. 当該業務の目的・内容及び随意契約の理由

(1) 目的・内容

本業務は、北部国道事務所管内の橋梁点検を行い、橋梁の損傷及び変状を早期に発見し効率的な維持管理に必要な基礎資料を得るものである。

(2) 理 由

「簡易公募型に準じたプロポーザル方式に基づく建設コンサルタント等の特定手続き」に基づき審査審議の結果、新構造技術 株式会社 沖縄営業所が本業務を実施する最適業者であると判断されたことから、会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号の規定に基づき随意契約を行い業務の円滑な遂行を図るものである。